解散公告

当社は、令和七年十月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

兵庫県西宮市城ケ堀町七番八号

有限会社オズ

清算人　平井　美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

奈良県大和郡山市北郡山町一九三番地五

合同会社エンスパンネ

清算人　八尾　晃嗣

解散公告

当法人は、令和七年六月二十二日開催の会員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

島根県安来市安来町一七一〇番地

特定非営利活動法人エプロンの会

代表清算人　森山　裕治

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

広島県江田島市能美町高田三三一五番地

特定非営利活動法人江田島まちづくり推進協議会

清算人　野村　佳男

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

香川県高松市高松町一六四八番地七

有限会社ミヤジマ・グラニット

清算人　宮嶋　良章

解散公告

当社は、令和七年十月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

福岡県築上郡築上町大字湊六〇八―七

株式会社山内工務店

代表清算人　山内　弘美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

福岡県福岡市東区多の津一丁目一四番一号

フジデノロソリューションズ株式会社

代表清算人　神田　文隆

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

熊本県熊本市中央区新市街六番一二号

有限会社土屋

清算人　松浦　晴美

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十月三十一日開催の社員総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、令和七年十月十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

滋賀県長浜市弥高町一七八番地一

医療法人佐藤クリニック

清算人　佐藤　重恭

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月三十一日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

佐賀県唐津市長谷六番地

医療法人ふじおかこどもクリニック

清算人　藤岡　佳澄

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十月一日奈良県知事の認可を受けて解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

奈良県山辺郡山添村大字北野一二七三番地の一

山添村森林組合

代表清算人　樫森　武博

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月二十日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

香川県丸亀市中府町五六七番地

宗教法人石鎚本教丸亀教会

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階　和田節代法律事務所

清算人　弁護士　和田　節代

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月一日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

香川県仲多度郡まんのう町造田一三八番地

宗教法人誠光教聖天教會

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階　和田節代法律事務所

清算人　弁護士　和田　節代

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月一日開催の理事会の決議並びに福島県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

福島県福島市八島田琵琶渕六二―二

医療法人やまもり内科

清算人　山守　伸一

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十月九日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

白金台パークハウスマンション建替組合

代表清算人　上田　俊夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月二十九日京都府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

京都市伏見区桃山町山ノ下二三番地五

医療法人三木医院

清算人　三木　弘行

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十日

長崎県佐世保市天満町三番一号

医療法人小西外科脳神経外科

清算人　小西　逸代